

保 険 医 療 機 関
 保 険 薬 局
 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン

} 各 位

神奈川県国民健康保険団体連合会

後期高齢者窓口負担割合2割化に伴う本会の事務対応について

標記の後期高齢者窓口負担割合2割化については、令和4年10月診療分から施行されています。また、2割負担となった外来患者については、施行後3年間、1か月分の負担増が最大で3,000円に収まるような措置（以下「配慮措置」という。）が導入されました。

導入に際して、厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡により、この配慮措置の対象となる令和4年10月診療分以降の請求において、配慮措置に係る計算が誤った診療報酬明細書については、可能な限り審査支払機関において診療報酬明細書を修正する取扱いとする旨の通知が発出されました。

従いまして、配慮措置に係る計算が誤っていた診療報酬明細書については、本会にて一部負担金額を正当な金額に訂正させていただきますので、貴院においては、本会から送付される「増減点・返戻通知書」をご確認の上、減額されている一部負担金額が配慮措置に係る誤請求による調整である場合は、当該被保険者へ返金対応をしていただくようお願い申し上げます。

なお、初回請求月である令和4年11月請求については、配慮措置に係る計算が誤った請求をされていた旨を電話連絡の上で、正当な金額に訂正させていただきます。

様式3-4		増減点・返戻通知書																
医療機関番号		令和4年11月請求分（10月診療分）													診療報酬明細書（柔整療養費支給明細書）を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。			
神奈川県国民健康保険団体連合会																		
〇〇病院 殿																		
保険者番号	科	保険制度	本・外	法別	証記号・番号・枝番	増減	一部負担金		返戻	摘要		診療						
保険者名	別	入・外	②	③	④	被保険者氏名	箇所	事由	増点/増額	減点/減額	増額	減額	日数	点数/金額	摘要	年	月	備考
39141111		後期	高外一			12345678						1000			一部負担金8000→7000			
●●市						国保 太郎												

保険制度「後期」、本家入外「高外一」で、一部負担金額が減額されているレセプトを確認してください

- ※「後期」「高外一」で一部負担金額が減額となっている方をご確認ください。
- ※この事務連絡は、当月に増減点・返戻通知書が出力された全保険医療機関等に同封させていただいているため、確認の必要のない場合もあることをご了承ください。

事務担当：審査部 小松
電話 (045)-329-3420